

当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金
寒冷地エアコン・エコキュート
高効率換気空調設備・高効率給湯器
Q&A (R6.5.31)

1 事業の概要

Q. どのような補助金ですか？

A. 当別町はゼロカーボンシティを目指しており、冬の化石燃料の削減を目的に、灯油などの化石燃料を使用する機器を、ヒートポンプ式の省エネ機器に切り替える町民に対して、機器の導入の一部を補助し、住宅からの温室効果ガス排出の削減を目指します。

・寒冷地エアコンの補助を受けられる例

現在使っている暖房機器が、灯油ストーブ、灯油・ガス・電気温水ボイラなどを使うセントラルヒーティングをご使用の方。

・エコキュートの補助を受けられる例

現在使っている給湯器が、灯油・ガス・電気温水ボイラをご使用の方。

2 補助金について

Q. 高効率空調設備はどのような設備が対象になりますか？

A. 寒冷地エアコンが対象となります。目安としては、凍結防止ヒーターがついていること、外気温マイナス25度でも運転可能なこと。

Q. エコキュートでないといけませんか？エコジョーズ、エコフィール等はダメですか？

A. はい。対象はエコキュートとなっています。現在使用している給湯器と比べて30%以上の省CO₂効果があることが条件となります。

Q. 交付要件に「従来の設備より30%以上の省CO₂効果が得られるもの」とあるが、どのようにしたらそれが分かるのか。

A. 目安として、使用する台数分の合計が、冷房の消費電力が3000W以内、暖房の消費電力が3000W以内ですと、30%以上の省CO₂効果が得られることとなります。

※消費電力は、カタログ仕様表の冷房、暖房、それぞれの消費電力の欄をご覧ください。

〇〇W(△△W~□□W)という記載で、最小消費電力と最大消費電力の記載がある場合もありますが、〇〇Wが消費電力となります。

Q. 譲り受けた設備等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

A. 補助を受けることはできません。未使用かつ購入品が対象となります。

Q. 設備を設置するとき、どのような経費が対象になりますか？

A. 設備本体の価格と、設置に係る工事費が対象になります。対象外となる例としては、

- ・既存設備の撤去費
- ・電力会社への申請手数料
- ・石綿調査費、対策工事費

があります。

Q. 補助金額はいくらもらえるのか？

A. 補助対象経費の1/2以内で上限は40万円です。

(例) 30万円の設備の場合、補助金額は15万円となります。

100万円の設備の場合、補助金額は40万円となります。

※事業者の場合、補助対象経費は、税抜き金額での申請となります。ただし、免税事業者の場合は、税込み価格で申請できる場合がありますので、ご相談ください。

Q. 交付決定後に経費または設置する設備の型番等が変更した場合はどうしたらよいですか？

A. 設置する設備の型番が変更した場合は、すみやかに変更承認書を提出する必要があります。補助対象金額に変更がある場合は、交付決定の補助金額が上限となります。

Q. 補助金が振り込まれるのはいつ頃か。

A. 実績報告後、完了検査を行います。検査から1カ月以内を目安に補助金を振り込みます。

3 申請方法

Q. 見積りをとる事業者に指定はありますか？

A. 指定はありません。

Q. 申し込みは、FAXや電子メールでも提出できますか？

A. FAXや電子メールでは提出できません。提出方法は窓口へ持参か、郵送（令和6年6月27日（木）17時必着）のみとなります。

Q. 申請者の名前は誰の名前がいいのですか？

A. 設備を設置する住宅を所有している方のお名前でご申請してください。添付書類の見積り書の写し等、同一の名前である必要があります。

Q. 申込前に対象設備の契約を行ってもよろしいですか？

A. 役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。交付決定後、契約や発注を行ってください。

Q. 申込前に対象設備の設置工事が終わっている場合は対象になりますか？

A. 役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。交付決定後、契約や発注を行ってください。

Q. 昨年度、補助金を受けたが、今年度も申込はできますか？

A. 昨年度、寒冷地エアコンとエコキュートを設置した場合は、同一の機器での申請は出来ません。

Q. 寒冷地エアコンとエコキュートの設置を考えていますが、どちらも申し込みできますか？

A. 申し込みできます。別々の申し込みになりますので、見積書も別々で申し込みしてください。

Q. 住宅・事務所・野菜加工所、それぞれ棟が別れていますが、寒冷地エアコンを3棟に設置したい場合は対象になりますか？

A. 住宅は「一般住宅」の対象、事務所・野菜加工所は、「事業者」の対象になり、それぞれ別々の申込となります。なお、電気契約も別である必要があります。

Q. 賃貸住宅（「アパート」や「マンション」）に居住しており、管理会社に問い合わせたら寒冷地エアコンやエコキュートの設置を自己設置であれば行ってもよいと言われました。その場合は申込できますか？

A. 申込は建物の所有者に限られています。所有者（事業者）の方に申込してもらってください。なお、申請可能となった場合、補助金の交付は実績報告後となります。設置に伴う費用や補助金受領後の取り扱い等は管理会社と相談して対応してください。

Q. これから当別町に引っ越す場合は、申請可能ですか？

A. 可能ですが、実績報告時（設備設置工事完了後、30日以内に提出）に当別町の住民票を提出する必要があります。

Q. 他の補助金との併用は可能ですか？

A. 同一設備において、国の補助金を併用することはできません。

Q. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも設備の設置を行う場合、二軒分として補助金活用は可能ですか？

A. 同一の建物は一つの申請としてみます。ただし、二世帯住宅の場合、区分登記かつ住宅瑕疵担保責任保険にそれぞれで加入していること、また、建物内でつながっていない場合は、それぞれで申請可能となります。住宅瑕疵担保責任保険の適用外の時期の住宅は、火災保険と読み替え可能とします。

Q. アパート・賃貸マンションに複数台設置する場合は、部屋ごとに申請できますか？

A. 同一の建物は一つの申請とみます。建物が分かれている場合は、建物のごとに申請可能です。また、自宅と事業所が同一敷地内の場合、建物が分かれている場合は、それぞれ申請可能となります。

Q. 実績報告時の写真はどんな感じのものですか？

A. 設備本体、室外機等の各々の全体写真、型番が確認できる写真となります。

4 その他

Q. 「一般住宅」とは、どのような建物が該当しますか？

A. 「一般住宅」とは、「個人用住宅（個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅）」となります。店舗と住宅が併設された建物は「事業者対象」となります（純粋に住宅のみに導入する場合は「一般住宅対象」となります）。

Q. 「事業者対象」で対象となる建物をおしえてください。

A. 一般住宅以外の「アパート」や「マンション」、「事務所」、「店舗」、「工場」、「研究所」、「畜舎」等の一般住宅以外の建物となります。

Q. 一般町民（個人事業主ではない）が重点対策加速化事業で受けた補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？

A. 補助金交付金額と他の一時所得を含めた金額が50万円を超える場合には、確定申告が必要です。ただし、確定申告をする際に『国庫補助金等の総収入金不算入に関する明細書』を提出する事により補助金交付金額は課税対象外となります。

また、住宅購入の場合については、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、補助金の額は住宅の取得対価から控除されます。

Q. 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A. 含まれます。

ただし、簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

また、消費税の課税方式が本則課税の場合は、消費税は補助対象経費に含まれません。税抜き額で申請を行ってください。